



Press Release

報道関係者 各位

平成 25 年 3 月 29 日

【照会先】

保険局医療課

療養指導専門官 西 窪 学

医療係 峯 隼人

(代表電話) 03(5253)1111(内線 3276)

(直通電話) 03(3595)2577

柔道整復療養費、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう療養費 の算定基準の改定について

標記については、3月26日（火）に開催された、柔道整復療養費検討専門委員会及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会での御議論を踏まえ、厚生労働省において検討した結果、同日提示した事務局案のとおり、改定を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

柔道整復療養費の改定案について(事務局案)

1. 改定率 0.00%

(理由)

- ・ 前回の専門委員会において、施術者側からは引き上げるべきとの主張があった一方で、保険者側からは引き下げるべきとの強い要請があったこと
- ・ 診療報酬改定率が0.00%であったこと

2. 適正化すべき項目

○多部位施術の適減強化

- ・ 3部位以上請求の割合の全国平均は低下しているものの、なお大きな地域差があるため、さらなる見直しを行う。

【現行】 3部位目の施術について、70/100に減額して支給



【改定案】 3部位目 60/100

3. 評価を引き上げる項目

○初期段階の施術料の充実

急性又は亜急性の外傷性の負傷に対する施術が支給対象とされていることを踏まえ、主として受傷初期段階での施術の充実を図る。

【改定案】

	現行	引上額	改定後
初検料	1240円	95円	1335円
再検料	270円	25円	295円
施療料(打撲・捻挫)	740円	20円	760円
後療料(打撲・捻挫)	500円	5円	505円

4. 適正化のための運用の見直し

- 打撲・捻挫の施術について、3ヶ月を超えて頻度の高い施術を行う場合に、支給申請書に、負傷部位ごとの経過や頻回施術理由を記載した文書の添付を義務づける
- 施術者が経済上の利益の提供により、患者を誘引することを禁止する
- 支給申請書における患者が署名すべき欄に、施術者が代理記入するのは、「やむを得ない理由がある場合」であることを「やむを得ない理由」の例示とともに、受領委任の協定等に明記する
- 支給申請書に患者が記載する事項として、郵便番号、電話番号を追加する
- 施術管理者に対し、柔道整復師名の施術所内掲示を義務づける
- 施術者に対し、療養費を請求する上での注意事項の患者への説明を義務づける

5. 施行期日

- 周知期間を確保する観点から、平成25年5月1日とする。

あん摩マッサージ指圧療養費の改定案について(事務局案)

1. 改定率 0.00%

(理由)

- ・ 前回の専門委員会において、施術者側からは近年の療養費の伸びは正当なものとの主張があった一方で、保険者側からは引き下げるべきとの強い要請があったこと
- ・ 平成24年度の診療報酬改定率が0.00%であったこと

2. 適正化すべき項目

○往療について適正化を行う

- ・ 往療料の基本額を見直し、その適正化を図る

	【現行】		【改定案】
往療料(基本額)	1,860円	→	1,800円

3. 評価を引き上げる項目

○技術料の引き上げ

【改定案】

	現行	引上額	改定後
マッサージ	260円	10円	270円
変形徒手矯正術	535円	20円	555円
温罨法のみ	70円	5円	75円
温罨法・電気光線器具	100円	10円	110円

4. 適正化のための運用の見直し

- 患者が施術者から経済上の利益を受けて施術を受けた場合に療養費を不支給とする
- 支給申請書の基準様式に申請者の自宅郵便番号、連絡先電話番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者登録番号又は免許番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者住所の保健所登録区別（施術所所在地又は出張専門施術者住所地の区別）の記載欄を設ける

5. 施行期日

- 周知期間を確保する観点から、平成25年5月1日とする。

はりきゅう療養費の改定案について(事務局案)

1. 改定率 0.00%

(理由)

- ・ 前回の専門委員会において、施術者側からは近年の療養費の伸びは正当なものとの主張があった一方で、保険者側からは引き下げるべきとの強い要請があったこと
- ・ 平成24年度の診療報酬改定率が0.00%であったこと

2. 適正化すべき項目

○往療について適正化を行う

- ・ 往療料の基本額を見直し、その適正化を図る

	【現行】		【改定案】
往療料(基本額)	1,860円	→	1,800円

3. 評価を引き上げる項目

○技術料の引き上げ

【改定案】

	現行	引上額	改定後
初検料(1術のみ)	1405円	105円	1510円
初検料(2術)	1455円	105円	1560円
施術料(1術のみ)	1195円	35円	1230円
施術料(2術)	1495円	5円	1500円

4. 適正化のための運用の見直し

- 患者が施術者から経済上の利益を受けて施術を受けた場合に療養費を不支給とする
- 支給申請書の基準様式に申請者の自宅郵便番号、連絡先電話番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者登録番号又は免許番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者住所の保健所登録区別（施術所所在地又は出張専門施術者住所地の区別）の記載欄を設ける

5. 施行期日

- 周知期間を確保する観点から、平成25年5月1日とする。

(参考)

社会保障審議会医療保険部会

「柔道整復療養費検討専門委員会」及び

「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」の設置について

(平成 24 年 10 月 19 日)

1. 専門委員会の設置の趣旨

- 柔道整復療養費等について、平成 24 年度療養費改定及び中・長期的な視点に立った療養費の在り方の見直しについて検討を行う。
- 柔道整復並びにあん摩マッサージ指圧及びはり・きゅうに係る療養費については、施術の形態、支給対象となる負傷等や支給方法が異なることから、効率的な検討を進めるため、医療保険部会に次の二つの専門委員会を設置する。
 - ・ 柔道整復療養費検討専門委員会
 - ・ あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会

2. 専門委員会の委員の構成

- 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
 - ・ 座長・有識者（整形外科医等を含む）
 - ・ 保険者等の意見を反映する者
 - ・ 施術者の意見を反映する者

3. スケジュール等

- 概ね秋頃までに平成 24 年度療養費改定案のとりまとめを行い、引き続き、中・長期的な視点に立った療養費の在り方の見直しの検討を行う。
- 専門委員会の運営について、両専門委員会を同日開催するなど、効率化に努める。

社会保障審議会医療保険部会
柔道整復療養費検討専門委員会専門委員

○座長・有識者(5名)

- 遠藤 久夫 学習院大学経済学部教授
江口 隆裕 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
笠木 映里 九州大学大学院法学研究院准教授
嘉数 研二 宮城県医師会会長
相原 忠彦 日本臨床整形外科学会医療システム委員会委員

○保険者等の意見を反映する者(5名)

- 高橋 直人 全国健康保険協会理事
池上 秀樹 健康保険組合連合会理事
村岡 晃 高知市健康福祉部副部長
伊藤 弥志長 秋田県井川町町民課長
飯山 幸雄 国民健康保険中央会常務理事

○施術者の意見を反映する者(5名)

- 工藤 鉄男 公益社団法人日本柔道整復師会副会長
松岡 保 公益社団法人日本柔道整復師会副会長
萩原 正和 公益社団法人日本柔道整復師会理事・保険部長
田中 威勢夫 全国柔道整復師連合会会長
近藤 昌之 全国柔道整復師連合会常任理事

社会保障審議会医療保険部会
あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会専門委員

○座長・有識者(5名)

遠藤 久夫 学習院大学経済学部教授
江口 隆裕 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
笠木 映里 九州大学大学院法学研究院准教授
嘉数 研二 宮城県医師会会長
清水恵一郎 東京内科医会副会長

○保険者等の意見を反映する者(5名)

高橋 直人 全国健康保険協会理事
池上 秀樹 健康保険組合連合会理事
村岡 晃 高知市健康福祉部副部長
伊藤 弥志長 秋田県井川町町民課長
飯山 幸雄 国民健康保険中央会常務理事

○施術者の意見を反映する者(4名)

仲野 彌和 公益社団法人日本鍼灸師会会長
杉田 久雄 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会会長
時任 基清 社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会会長
竹下 義樹 社会福祉法人日本盲人会連合会長